

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務において、職員に対してはセキュリティ研修を実施して教育を行っている。また、システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセス出来ないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
②事務の概要	別紙1「事務の概要」参照
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、給付適正化システム、伝送通信ソフト、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、受給者台帳ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条(介護保険法関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<情報参照が出来る根拠法令>

- ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号
- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の131項の第133条、及び132項の第134条(介護保険法関係)

<情報提供が出来る根拠法令>

- ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号において、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項である主務省令の下記各条項
- 情報連携 主務省令第2条の表2～3項関係 第4条～第5条(健康保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表7項関係 第9条(船員保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表11項関係 第13条 及び15項関係 第17条(児童福祉法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表42項関係 第44条(生活保護法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表56項関係 第58条(私立学校教職員共済法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表65項関係 第67条(国家公務員共済組合法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表69項関係 第71条(国民健康保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表80項関係 第82条(災害対策基本法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表83項関係 第85条(地方公務員等共済組合法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表86、87項関係 第88、89条(老人福祉法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表108項関係 第110条(災害弔慰金の支給等に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表115項関係 第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表125項関係 第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表128項関係 第130条(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表131項関係 第133条(介護保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表132項関係 第134条(介護保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表156項関係 第158条(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表161項関係 第163条(昭和29年社発第382号通知に基づき外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法関係)

第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項

- 情報連携 主務省令第2条の表6項関係 第8条(船員保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表27項関係 第29条(予防接種法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表38項関係 第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表70項関係 第72条(国民健康保険法関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表116項関係 第118条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表137項関係 第139条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表144項関係 第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)
- 情報連携 主務省令第2条の表145項関係 第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉部介護保険課
-----	----------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部介護保険課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1359
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	[十分である]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①個人情報収集時には、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合的な確認を行う。 ②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>]
	<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	IVリスク対策	8.監査 9.従業員に対する教育	様式変更に伴い、番号変更する。 9.監査 10.従業員に対する教育・啓発	事後	重要な変更にあたらない。 (様式変更に伴う修正)
令和7年12月25日	IVリスク対策	記載なし	8.人手を介在させる作業 十分である。 ①個人情報収集時には、複数の担当によるダブルチェックやクロスチェックなどの複合的な確認を行う。 ②申請書等は施錠できる保管庫に格納する。また保管庫の鍵については担当係長が施錠管理の上、保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (様式変更に伴う追加)
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (しきい値判断の再実施)